

児童扶養手当増額法案について

(児童扶養手当法の一部を改正する法律案)

- 困窮子育て家庭は、過酷な状況に置かれている。ひとり親家庭の支援団体による調査では、この夏休み中、子どもの食事回数が「1日2食」という家庭が回答者の約4割に上った。
- これまで、政府は、ふたり親家庭を含め、新型コロナウイルス感染症による影響や物価高騰に直面する困窮子育て家庭に対し、特別給付金を繰り返し支給してきたが、そのような一時的な支援では根本的な解決策にはならない。
- 政府は、今年6月、少子化対策の強化に向けて、「こども未来戦略方針」を閣議決定した。その中で、子どもの貧困対策については、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討するとされ、高等教育費の更なる支援拡充策、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策と合わせて、国と地方で公費にて計0.5兆円程度を確保するとしている。
- しかし、この0.5兆円程度の支援策の中に、困窮子育て家庭や支援団体が強く要望している児童扶養手当の拡充が盛り込まれるかは不透明な状況にある。これは、児童手当について所得制限の撤廃、支給期間の高3（高校卒業年次）までの延長や第3子以降の増額という拡充の方針を明記しているのと比べ、あまりに対照的である。困窮子育て家庭という本当に困っている人々に温かい手を差し伸べない限り、政治としての責任を果たしたことはない。
- そこで、厳しい経済状況にある困窮子育て家庭に対する経済的支援を充実させ、困窮子育て家庭の子ども1人ひとりに平等に温かい手を差し伸べるため、児童扶養手当について、全部支給世帯か一部支給世帯かを問わず一律に、子ども1人当たり月額1万円を増額する法案を提出する必要がある。そして、法案の審議・成立を目指すことで、来年度予算案に児童扶養手当の拡充が盛り込まれるよう政府を突き動かしていく必要がある。

【法案の概要】

● 困窮するひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当について、令和6年度（来年度）当初から、全部支給世帯か一部支給世帯かを問わず一律に、子ども1人当たり月額1万円を増額すること。

支給額（月額） ※全部支給の場合

子ども1人の場合	： 現行 4万4,140円	⇒	改正後 5万4,140円
子ども2人の場合	： 現行 5万4,560円	⇒	改正後 7万4,560円
子ども3人の場合	： 現行 6万 810円	⇒	改正後 9万 810円

● 検討

- ・ 児童扶養手当の所得制限の緩和を速やかに実現するための検討規定を設けること。
- ・ これまで政府の特別給付金の対象であった困窮するふたり親家庭にも子ども1人当たり月額1万円の経済的支援を行うことについて、検討規定を設けること。

【所要額（国費）】 約520億円（対象世帯：約85万世帯、対象児童数：約130万人）

※ 所要額の総額は約1,560億円（国費約520億円、地方負担約1,040億円）

※ 所要額の総額である約1,560億円は、子どもの貧困対策等として国と地方で合わせて公費にて確保する0.5兆円程度の3割であり、当然実現すべきものと考えられる。

※ 児童扶養手当の拡充は、一昨年5月及び昨年3月に提出した「子ども総合基本法案」に盛り込まれている。そして、その具体策として、昨年7月の参院選に向けて公表した「立憲民主党 政策集2022」において、本法案と同様、子ども1人当たり月額1万円の一律の増額を明記している。また、自民・公明両党も、それぞれ本年3月の提言等において、児童扶養手当の拡充を主張している。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「四万千円」を「次項に規定する基礎額及び同項に規定する加算額を合計した額」に改め、同条第二項中「第四条」を「基礎額は、第四条」に、「が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の」を「一人につき一万円とし、加算額は、」に、「加算額」を「各加算額」に、「加算した」を「合計した」に改め、同条第二号中「第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童）」を「第三加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童及び第二加算額対象監護等児童）」に、「六千円」を「六千二百五十円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童）」を「第二加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童）」に、「二万円」を「一万四百二十円」に改め、同号を同条第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第一加算額対象監護等児童（監護等児童のうちの一人をいう。以下この項において同じ。） 四万四

千百四十円

第五条の二第一項中「基本額に」を「基礎額（前条第二項に規定する基礎額をいう。以下この項において同じ。）に」に、「平成五年」を「令和四年」に、「基本額の」を「基礎額の」に、「基本額を」を「基礎額を」に改め、同条第二項中「加算額」を「各加算額」に改め、同項後段を削る。

第九条第一項中「手当」の下に「（この項の規定によりその一部の支給を制限する場合にあつては、第五条第二項に規定する加算額に相当する部分に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和六年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の公布後速やかに、ひとり親世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図る観点から、所得による児童扶養手当の支給の制限の緩和について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童の属する世帯でこれに属する者の所得の合計額がこの法律による改正後の児童扶養手当法第九条第一項に規定する政令で定める額未満であるにもかかわらず、ひとり親世帯でないため児童扶養手当の支給対象とならない世帯があることに鑑み、当該世帯において育成される児童の心身の健やかな成長に寄与するための手当の創設について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「基本額」を「基礎額（前条第二項に規定する基礎額をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「の額」との下に「、「令和四年」とあるのは「平成五年」と、「基礎額の」とあるのは「特別児童扶養手当の額の」と、「基礎額を」とあるのは「特別児童扶養手当の額を」とを加える。

理由

新型コロナウイルス感染症の影響及び物価の高騰等により経済的に困難な状況に直面する低所得であるひとり親世帯に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五百二十億円の見込みである。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 児童扶養手当の額の増額

- 一 児童扶養手当は、一月につき、二の基礎額及び二の加算額を合計した額とすること。
- 二 基礎額は、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であつて母が監護するもの等（以下「監護等児童」という。）一人につき一万円とし、加算額は、監護等児童につきそれぞれ次に掲げる監護等児童の区分に応じ、それぞれ次に定める額（三において「各加算額」という。）を合計した額とすること。
 - 1 第一加算額対象監護等児童（監護等児童のうちの一人をいう。二において同じ。） 四万四千四百十円
 - 2 第二加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童のうちの一人をいう。三において同じ。） 一万四百二十円
 - 3 第三加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童及び第二加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。） 六千二百五十円

（第五条関係）

三 児童扶養手当の額の自動改定

二の基礎額及び各加算額について、全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を用するものとする。 (第五条の二関係)

四 児童扶養手当の支給制限

児童扶養手当のうち二の加算額に相当する部分については、所得に応じて、その一部を支給しないこととする。 (第九条第一項関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、二の1は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 検討

1 政府は、この法律の公布後速やかに、ひとり親世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図る観点から、所得による児童扶養手当の支給の制限の緩和について検討を加え、その結果に基づいて所要の措

置を講ずるものとする。

2 政府は、児童の属する世帯でこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額未満であるにもかかわらず、ひとり親世帯でないため児童扶養手当の支給対象とならない世帯があることに鑑み、当該世帯において育成される児童の心身の健やかな成長に寄与するための手当の創設について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

三 所要の規定の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

◎児童扶養手当法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手当額）</p> <p>第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次項に規定する基礎額及び同項に規定する加算額を合計した額とする。</p> <p>2 基礎額は、第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）一人につき一万円とし、加算額は、監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「各加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>一 第一加算額対象監護等児童（監護等児童のうち一人をいう。以下この項において同じ。） 四万四千四百円</p> <p>二 第二加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童のうち一人をいう。次号において同じ。） 一万</p>	<p>（手当額）</p> <p>第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千四百円とする。</p> <p>2 第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうち一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「加算額」という。）を加算した額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうち一人をいう。次号において同じ。） 一万円</p>

四百二十円

- 三 第三加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童及び第二加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。） 六千二百五十円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基礎額（前条第二項に規定する基礎額をいう。以下この項において同じ。）については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が令和四年（この項の規定による基礎額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基礎額を改定する。

2 前項の規定は、各加算額について準用する。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

（支給の制限）

第九条 手当（この項の規定によりその一部の支給を制限する場合にあつては、第五条第二項に規定する加算額に相当する部分に限

- 二 第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。） 六千円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

（支給の制限）

第九条 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、

る。)は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2
(略)

父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2
(略)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童扶養手当法の準用）</p> <p>第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基礎額（前条第二項に規定する基礎額をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、「令和四年」とあるのは「平成五年」と、「基礎額の」とあるのは「特別児童扶養手当の額の」と、「基礎額を」とあるのは「特別児童扶養手当の額を」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額」と読み替えるものとする。</p>	<p>（児童扶養手当法の準用）</p> <p>第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p>

額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。